

借りすぎ・多重債務に注意しましょう

～ 多重債務に陥らないために～

現在、我が国においては、消費者金融の利用者が少なくとも国民の約8.5人に1人（1,400万人）といわれ、そのうち多重債務状態に陥っている者は200万人超に上ると言われています。

県内でも、昨年度、県消費生活・男女共同参画プラザに寄せられた消費生活相談のうち、グレーゾーン金利や多重債務など消費者金融に関する相談が前年度の800件から1,396件に急増しています。

なぜ多重債務に陥るのか

多重債務とは、消費者金融（ローン）やクレジットの安易な利用により、その返済のための借金が雪だるま式に増え、自分で返せる能力を超えて返済できなくなった状態をいいます。

「最初は、生活費の不足を補うため、数万円借入れたが、少しずつ借金が増えて返せなくなりました」「買い物等でキャッシングを利用していたが、手軽に繰り返し借り入れているうちに金額が膨

れ上がってしまった」等のケースが増えています。

多重債務等に陥らないためには、①本当に借り入れが必要なのか②無理なく確実な返済が可能なのか③金利や手数料など契約内容を理解できているか等、注意が必要です。

多重債務の解決方法

多重債務で支払い困難になった時の対策として、「任意整理」「特定調停」「個人再生手続」「自己破産」の4つの方法があります。

多重債務は誰でも陥る可能性があります。また「人に迷惑を掛けたくない」「自分でなんとかしないと」と思うあまり、借金の悪循環になるケースもあります。

1人で悩みを抱えず、早めに身近な人（家族、友人）や、弁護士会、司法書士会、国民生活センター等に相談しましょう。

全国一斉多重債務者相談ウィーク

12月10日(月)～16日(日)

全国の都道府県で多重債務者を対象に、専門家による無料相談会を開催します。債務整理や生活再建に向けて、まずはこの機会に相談窓口へ。

日時 12月12日(水) 午後1時～4時

場所 日出町保健福祉センター

相談員 弁護士・司法書士

※事前に申込が必要です。ただし、やむを得ない事情のある場合は、当日も受け付けます。

申込・問い合わせ 商工観光課 ☎0978⑦5168



大恩小から菊のプレゼント

11月1日(木)に大恩小学校の6年生松井勝一朗くん、長木志織さん、石川麻衣さんの3人が藤原ひとみ校長、河村郁美教諭と一緒に市役所を訪れ、大切に育てた鉢植えの菊を届けてくれました。

同校では、地域の皆さんの指導で全校児童が菊作りに取り組んでおり、毎年、市役所に菊を届けてくれています。

代表して松井くんが「地域の方に教えてもらって育てた菊です。市役所に飾ってください。」とあいさつ。高木正史副市長が「ありがとうございます。市役所の入口に飾って、市民の皆さんに楽しんでいただきたいと思います。」とお礼を述べました。なお、市養護老人ホーム松寿園にも届けてくれました。



▲今年もきれいな鉢植えの菊を届けてくれた大恩小学校6年生の皆さん